

議案第96号

議決事項の一部変更について（指定管理者の指定（さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター及びさいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘））

平成23年12月（11月繰上げ）議会において議決を得た指定管理者の指定について（議案第165号）下記のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成24年5月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 3 指定する期間中「平成24年5月7日」を「平成25年1月4日」に変更する。